

## 大会における研究発表の特許手続き上の証明について

本会は特許法第30条第1項の規定による「特許庁長官が指定する学術団体」に指定されておりますので、本会において文書をもって発表し、

- (1) その発表した日より6ヶ月以内に（講演要旨集発行の日より起算）、その発明者が実用新案または特許について『特許法第30条第1項の適用』を受けようとする旨を記載した書面』を、**特許出願と同時に**特許庁長官に提出し、
- (2) さらに、その発明、考案が『本会開催の大会で発表されたものであることを証明する「**本会発行の証明書**」を出願の日より30日以内に特許庁長官に提出するとき』は、その発明、考案は新規性を失わないと認められることになっています。この際、大会講演要旨集に記載されていることがらに関しては、刊行物とみなされるので当然保護されます。したがって、大会講演要旨集に記載のないことがらについての発表を保護の対象としたいときのみ、別に文書を本会に提出することになります。それには
  - (イ) 発表者は、発表のもとになる「文書」（全部または必要部分）を作成して、**あらかじめ座長に提出し**、発表後、口頭で発表したことの事実を座長に「確認」してもらいます。（講演要旨集に記載されたものと全く同文、あるいはコピー複写を特許庁に提出される場合は座長の確認は必要ありません）。
  - (ロ) 座長の確認を受ける場合は、次の例に示すような「確認書」を発表者が作成して、「文書」とともにあらかじめ座長に提出します。
  - (ハ) 出願者が**本会発行の証明書**を特許庁長官に提出するときは、座長の捺印した「確認書」1通、「文書」2通（正、副）のほか、下記の例の示すような「証明書」（学会の控え1通を含む2通）を書いて、返信用封筒（宛名記入切手貼付）を同封し、本会宛その証明を請求して下さい。本会ではこの証明書に、「文書」のうち1通（正）をつけて返送致します。

（確認書の例）

平成 年 月 日

社団法人日本生物工学会 御中

平成 年度 日本生物工学会大会

第 会場 座長 △△△△△ ㊟

平成 年度日本生物工学会大会において、添付の文書のとおり発表があったことを確認いたします。

記

講演日時 平成 年 月 日

講演場所 （第○会場）

講演番号 （例：2A09-1）

発表者および演題：大阪太郎「・・・演題・・・」

（証明書の例）

証 明 書

平成 年 月 日

特許庁長官

□□□□□ 殿

社団法人日本生物工学会

会 長 ○ ○ ○ ○ ㊟

本会開催による平成 年度日本生物工学会大会において、大阪太郎は、添付の文書をもって発表したことを証明します。

記

講演日時 平成 年 月 日

講演場所 （第○会場）

講演番号 （例：2A09-1）

発表者および演題：大阪太郎「・・・演題・・・」

1. 発表者が連名の場合は「確認書」、「証明書」、「文書」とも全員の名前を記入すること。
2. 発表後に特許出願の必要が生じ、後日座長の確認を得なければならない場合は、直接座長にご連絡下さい。